

口蹄疫などの侵入防止のために日頃の飼養衛生管理を徹底！

ロシア

5月以降、極東地域の豚の口蹄疫(O型) 続発

北朝鮮

1月以降、豚を中心に口蹄疫(O型)の発生

中国やモンゴル  
継続的な口蹄疫の発生

口蹄疫については、中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける牛、豚の発生状況のとおり近隣諸国で断続的に発生し、発生地域の拡大が懸念されます。

アフリカ豚コレラについては、欧州諸国において豚や野生イノシシで発生が確認され、今後も拡大することが懸念されています。

豚流行性下痢(PED)については、国内において全国的に拡大し、岐阜県内においても発生が確認され、一層の防疫対策の徹底が必要です。近年米国、中国、韓国及び台湾等でも発生が拡大しています。

国内外における、人・物の往来が活発であり、上記の伝染病についても我が国や当地域に侵入する可能性が、これまで以上に高まっています。

口蹄疫等が発生している国への渡航は自粛してください。

- ・仮に渡航する場合には、畜産関連施設には絶対立入らない。
- ・肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ・帰国時は、動物検疫所で家畜防疫官の指導をうける。
- ・帰国後1週間は、農場等に立ち入らない。

関係者が防疫意識を高め、  
地域として防疫バリアを強化し、  
病気の侵入を阻止することが大切です。

日頃から各種病気の発生状況などに注意するとともに、  
飼養衛生管理基準を順守することが防疫の基本です。  
(衛生管理チェック票などで「出来てるか」の確認をしましょう。)

異状があったらすぐに家畜保健衛生所(総合庁舎 0577-33-1111)まで連絡してください。  
※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、  
「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」  
をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。



飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

# 衛生管理チェック票

## 主なチェック項目

1	家畜が感染する病気の予防や拡散の防止に関する情報を把握している。	
2	衛生管理区域をはっきり分かるように設定している。	
3	「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場制限をしている。	
4	出入口付近に車両用の消毒薬を設置している。	
5	畜舎の出入口付近に立入者用の消毒薬を設置している。	
6	専用の衣服や靴を設置し使用している。	
7	立入るものは当日の行動歴や過去1週間以内の海外渡航歴を確認し、むやみに立ち入らせないようにしている。	
8	他の畜産施設などで使用したもので、直接、家畜に触れるようなものは洗浄または消毒している。	
9	持ち込む衣服や靴の過去4カ月以内の海外での使用歴を確認し、必要な場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
10	食品リサイクル資源を原料とする飼料は、加熱その他適切な処理が行われているものを利用している。	
11	野生動物が侵入しないように措置を講じている。	
12	飲用に適した水を給与している。	
13	侵入防止の柵や防鳥ネットなどの野生動物侵入防止対策を講じている。	
14	畜舎や器具の清掃消毒を定期的実施している。血液や体液が付着するものを使用する際には、1頭ごとに交換または消毒している。	
15	空いた畜舎、畜房などは清掃消毒している。	
16	適切な密度で飼育している。	
17	糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、運搬車両を消毒している	
18	異状があった場合に家畜保健衛生所に連絡する体制を確保している。	
19	毎日、家畜の健康観察を行っている。	
20	導入家畜は健康が確認されるまでの間は隔離して飼育する。	
21	防疫措置のための埋却、焼却などの処理の準備ができている。	



# 衛生管理区域及び畜舎出入口での病原体侵入防止 (例)



手指、  
耳標パンチ等  
道具の消毒、  
しっかりと。



来場記録も、  
忘れずに。

